

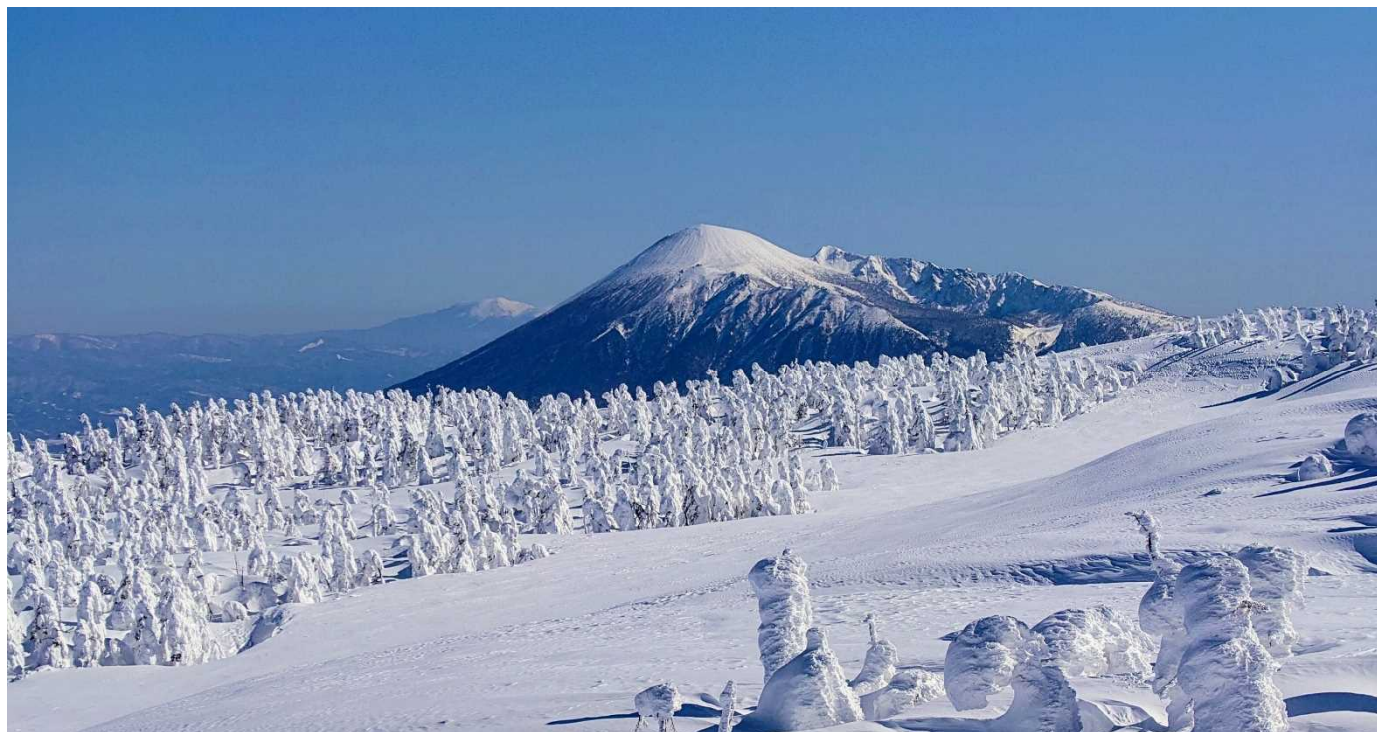
暫定版

令和8年度

岩手労働局行政運営方針

—岩手労働局の重点施策—

誰もが活躍でき、安心して働ける岩手を目指して



八幡平から望む樹氷群、岩手山、早池峰山

- 第1 労働行政を取り巻く情勢
 - I 雇用をめぐる動向
 - II 労働条件等をめぐる動向
- 第2 本年度における総合労働行政機関としての施策の推進
- 第3 賃上げ環境の整備等
 - I 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等
 - II 最低賃金制度等の適切な運営
- 第4 多様な人材の活躍促進
 - I 女性活躍の推進
 - II 中高年層、若年等労働者への支援
 - III 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援
 - IV 人手不足への対応等
 - V リ・スキリングによる能力向上支援
- 第5 職場環境改善に向けた取組
 - I 総合的ハラスメント対策
 - II 安全で健康に働くことができる環境づくり
 - III 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワークライフバランスの促進
 - IV フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

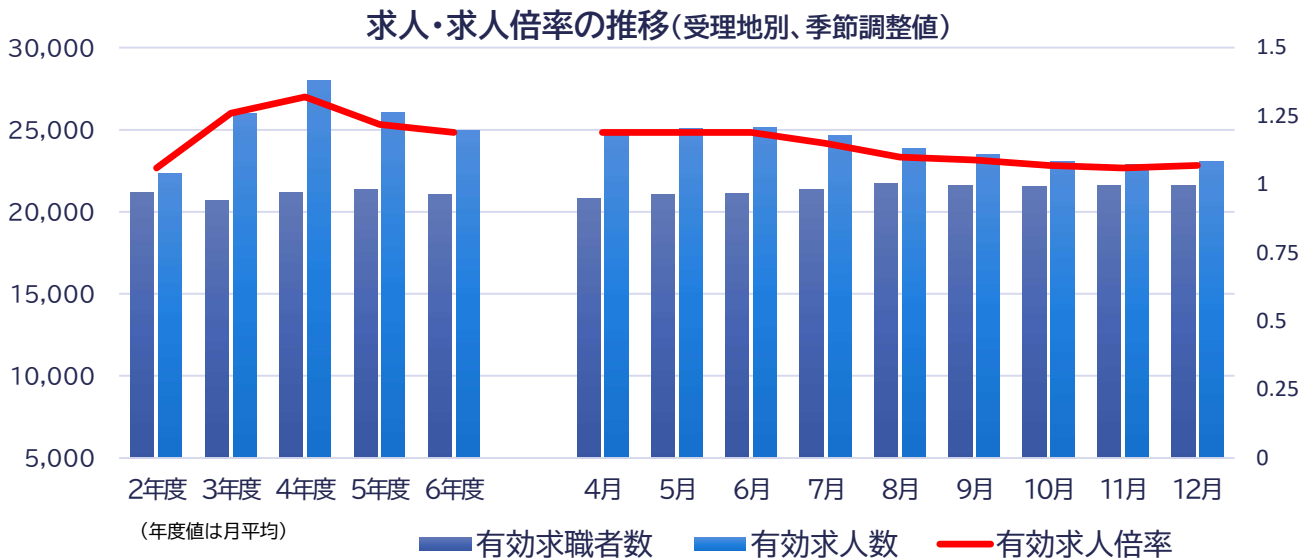


第1 労働行政を取り巻く情勢

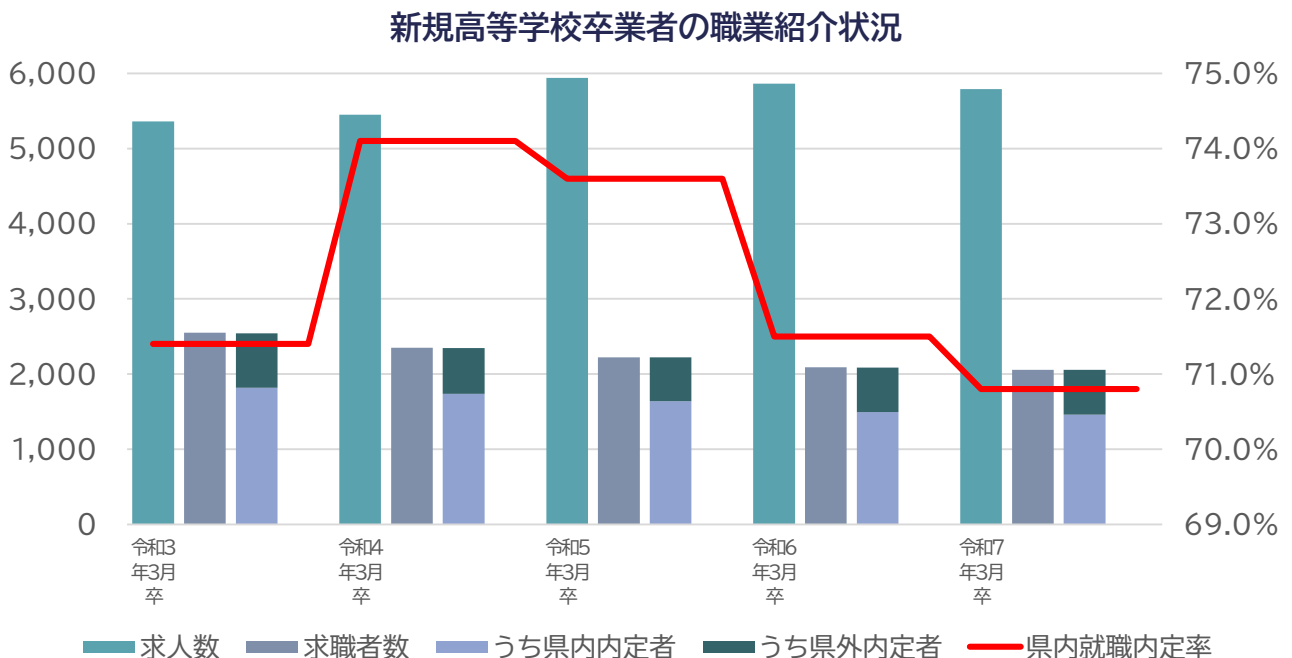
I 雇用をめぐる動向

○最近の雇用情勢

岩手県の有効求人数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、経済活動が停滞した令和2年度に落ち込んだものの、その後、半導体関連産業を中心に求人活動が活発になり、令和4年度にかけて回復しました。令和5年度からは物価や人件費の高騰等により、省人化・省力化が進み、減少しています。一方、有効求職者数はこの期間において変動が少ないため、有効求人倍率は令和4年度をピークに減少局面に入っており、令和7年度に入っても下降が続いています。



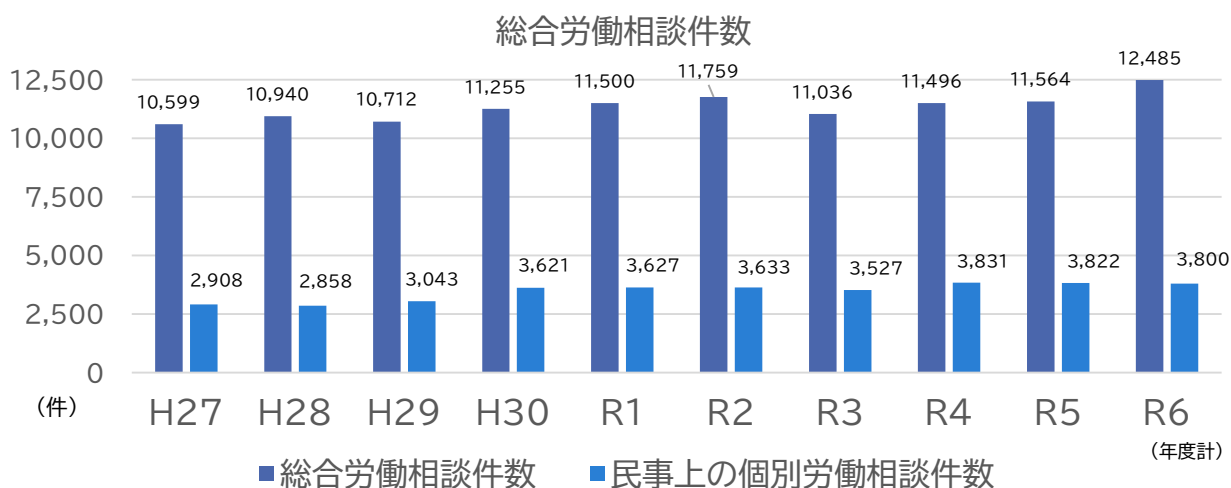
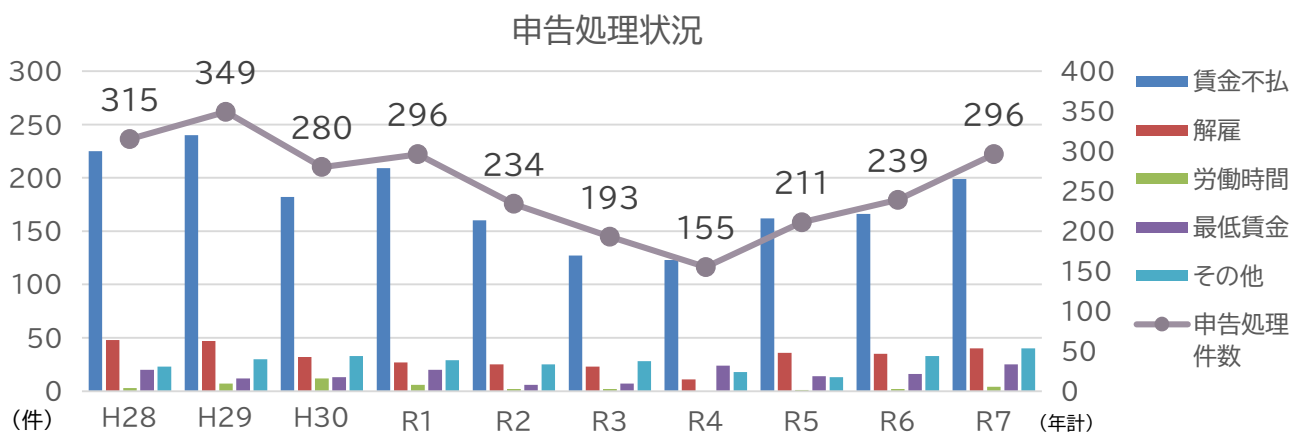
新規高等学校卒業生の県内就職率は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、県内就職の動きが高まって上昇しましたが、令和4年3月卒をピークに低下しました。新規高等学校卒業生の減少に伴い、求職者も減少しており、令和7年3月卒の県内内定者は1,458人となっています。



Ⅱ 労働条件等をめぐる動向

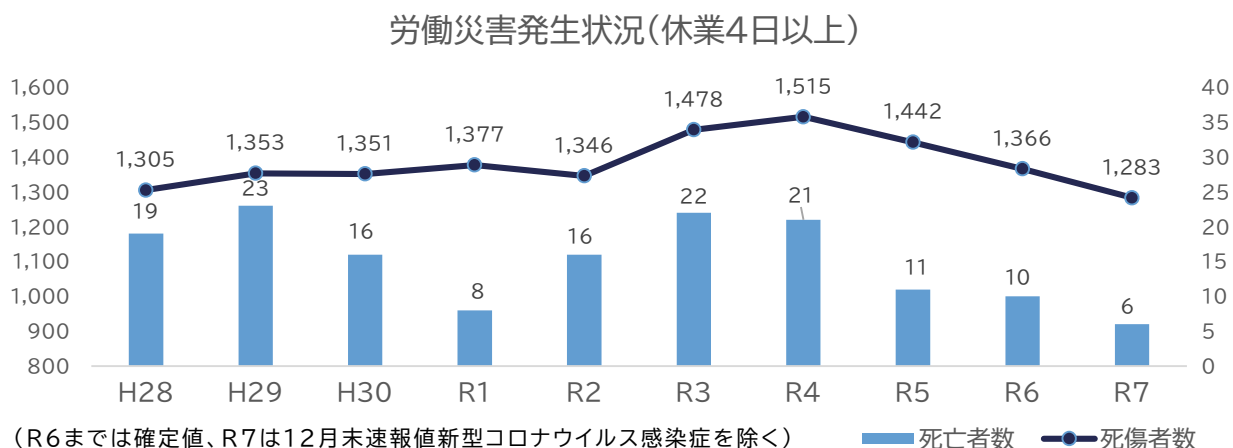
○申告・相談等の状況

申告は令和4年の155件まで減少していましたが、令和5年からは賃金不払件数が増え、増加傾向に転じました。また、民事上の個別労働相談件数は、横ばいで推移しています。



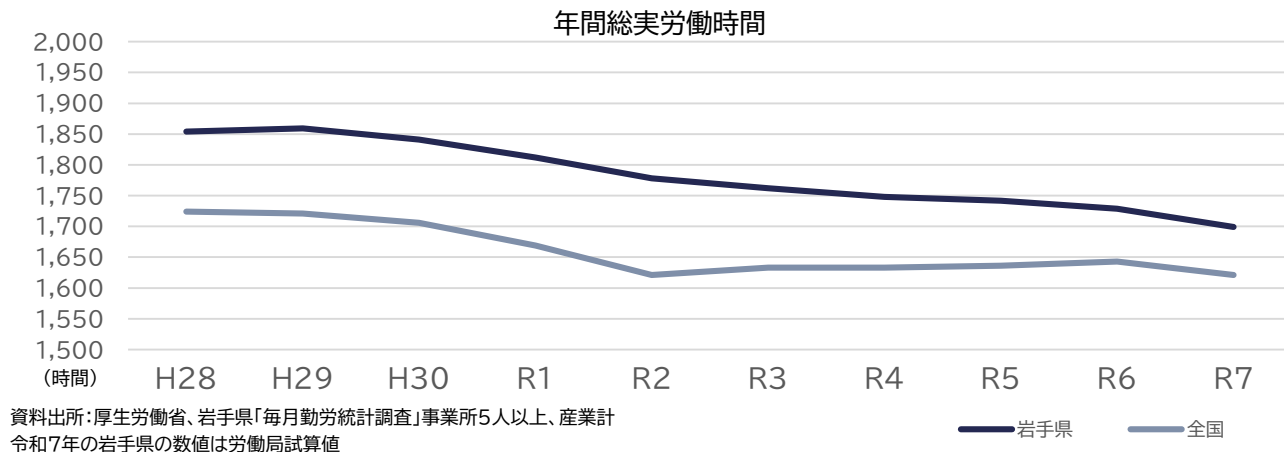
○労働災害状況

休業4日以上労働災害は、令和4年をピークに減少しており、令和7年は1,283人となり、死亡災害は6人となっています。(いずれも令和7年12月末速報値)



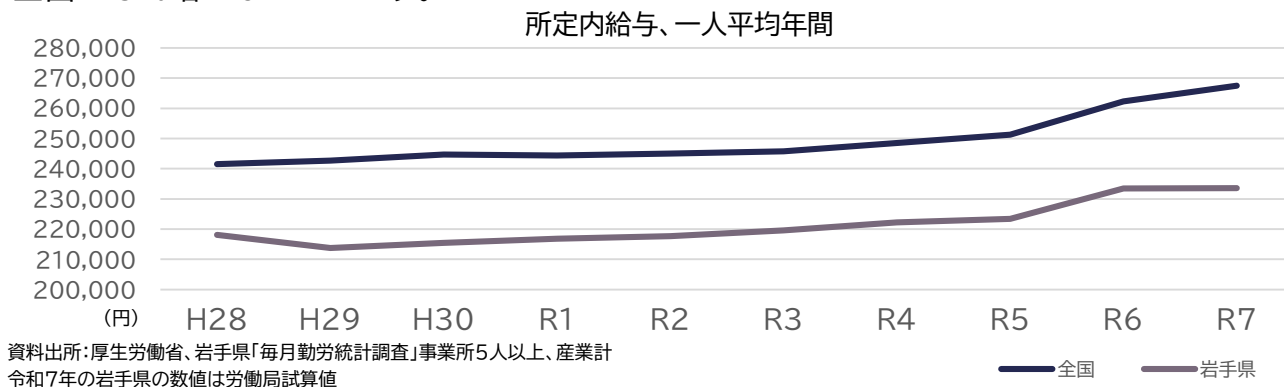
○労働時間の状況

岩手県の令和7年の年間労働時間は1,699時間、全国の1,621時間と比べて78時間長くなっています。ただし、一般労働者についてみると、岩手県は1,945時間となり、全国の1,926時間より19時間長くなっています。



○賃金の状況

岩手県の令和7年の所定内給与は、233,552円、前年比 0.1%増、全国平均は267,532円、前年比2.0%増となっていますが、一般労働者について伸び率をみると、岩手県1.8%増、全国2.5%増となっています。



第2 本年度における総合労働行政機関としての施策の推進

岩手労働局が総合労働行政機関として、地域や県民からの期待に応えていくため、四つの行政分野(労働基準・職業安定・雇用環境・均等・人材開発)が各種情勢の変化に対応して、雇用・労働施策を総合的、一体的に運営していきます。地域産業の人材確保に向けた取組や、中小企業の賃金改善・処遇向上への支援を強化し、多様な人材が働き続けられる基盤づくりを進めてまいります。

また、働き方改革や労働安全衛生対策の実効性を高め、長時間労働の是正や労働災害防止に対し、重点分野への指導・支援を展開します。加えて、男女雇用機会均等や育児・介護と仕事の両立支援、ハラスメント防止など、働く人を守る行政を一層強化します。

さらに、労働相談への対応力向上とともに、SNS等を活用した広報体制を強化の上、県民・事業主への情報発信を実施し、総合労働行政としての役割を着実に果たしてまいります。

第3 賃上げ環境の整備等

I 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等

○賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者等への支援

賃金引上げと環境づくりの取組として、生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を図るとともに、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

加えて、「岩手働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において実施する個別相談やセミナーの活用を促し、その他の相談窓口及び支援機関（商工会、商工会議所、よろず支援拠点等）などと連携するほか、岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金や日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金活用についても併せて周知を図ります。

また、内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の事業主等に対する周知など、価格転嫁・取引適正化の徹底を図ります。



岩手働き方改革推進支援センターのご案内



岩手県と連携して周知用パンフレットを作成

「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上(設備・人への投資等)への支援	非正規雇用労働者の処遇改善
・業務改善助成金 ・働き方改革推進支援助成金 ・人材開発支援助成金 ・人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)	・キャリアアップ助成金 (正社員化コース、賃金規定等改定コース)
	より高い処遇への労働移動等 ・早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) ・特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース) ・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

○同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の賃上げ等

同一労働同一賃金の遵守の徹底を図るため、パートタイム・有期雇用労働法について、労働局(雇用環境・均等室)は労働基準監督署と連携の上、提供された情報等に基づき、報告徴収を積極的に行い、法の着実な履行確保を図ります。

同一労働同一賃金の施行5年後見直しに関する労働政策審議会(厚生労働省設置)での議論の結果を踏まえ、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等が改正された場合には、改正内容について労使等の関係者に十分に理解されるよう、周知・啓発に取り組めます。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん



「多様な働き方の実現応援サイト」では同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例を紹介しています。

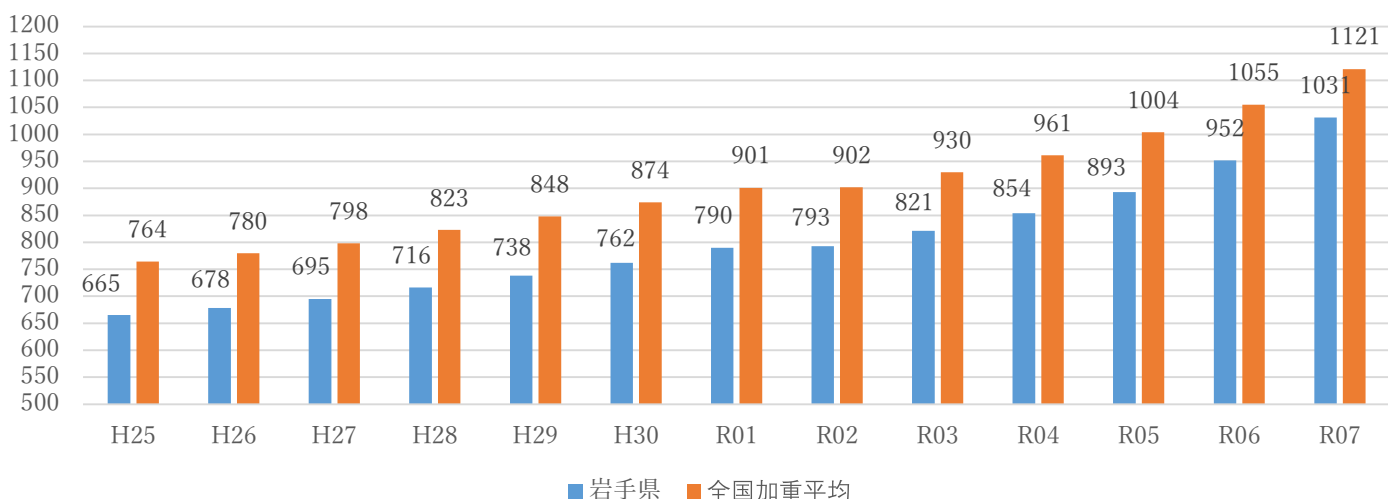


最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るセーフティネットであることから、適切に機能させていくことが重要です。

このため、岩手県内の経済情勢や雇用動向などを的確に把握し、岩手地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、改定最低賃金については、岩手県、各市町村、労使団体等の協力を得ながら周知徹底を図ります。また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる業種等を的確に捉えた監督指導を行います。

家内労働に対する対策として、令和8年6月発効見込みの岩手県既製洋服製造業最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体に対し、改正最低工賃の周知徹底を図ります。

加えて、委託者に対し、家内労働手帳の交付、危険防止措置の徹底等を指導し、委託条件の明確化、工賃支払の適正化及び適切な安全衛生措置の確保を推進させ、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ります。



ちゃんとチェック!

最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに!

岩手県 最低賃金

令和7年
12月1日
時間額

1,031円

UP 79円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設ページ
最低賃金に関する特設ページ
最低賃金に関する特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ
最低賃金に関する特設ページ
最低賃金に関する特設ページ

厚生労働省

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～

厚生労働省

委託者・委託者への発注者・家内労働者の皆さんへ

家内労働者の安全と健康を守るために

安全衛生の好事例集



厚生労働省

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



第4 多様な人材の活躍促進

I 女性活躍の推進

○女性活躍推進に向けた取組の推進等

令和7年6月に改正女性活躍推進法が成立し、令和8年4月1日から常時雇用する労働者数101人以上の事業主に義務づけられた「男女の賃金の差異」及び「女性管理職比率」の情報公表について、その改正内容及び要因分析と「説明欄」の活用の重要性について労使に十分に理解されるよう周知に取り組みます。情報公表については、女性の活躍推進企業データベースを活用するよう求め、登録を促します。

男女の賃金の差異の情報公表を契機として、男女の賃金の差異の要因分析等を促すためにも、女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を同時に実施することで、両法令の確実な履行確保を図ります。

女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、改正された事業主行動計画策定指針に基づき企業の取組を促すとともに、新設された「えるぼしプラス」認定制度の周知と取得勧奨、両立支援等助成金「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」の活用を通じて女性の健康課題への取組を推進します。



○ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育て中の女性等を対象としたマザーズコーナー（ハローワーク盛岡、宮古、北上、水沢、一関に設置）において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、出張相談やセミナー等のアウトリーチ型支援の強化を図ります。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。



Ⅱ 中高年層、若者等労働者への支援

○中高年層への活躍支援

ハローワーク盛岡に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口(35歳からの就職応援コーナー)を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。



○正社員就職を希望する若者への支援

ハローワーク盛岡に正社員就職を希望する若者(35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者)向けの専門窓口(わかもの支援コーナー)を設置し、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな就職支援による一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。

○新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携を図り、総合的な支援を実施します。

また、高等学校等に対しては、ハローワークによる支援メニューを改めて丁寧に説明するなど、高等学校等との連携強化を図るとともに、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」の拡大を図り、県内企業への就職促進を図ります。

盛岡新卒応援ハローワーク
のご紹介(YouTube動画)

○地域若者サポートステーションにおける就労自立支援

地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、労働局、ハローワークと地域若者サポートステーションが連携するほか、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施します。

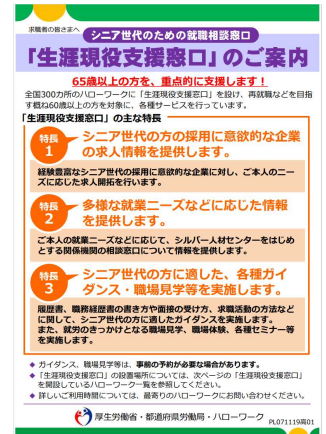


Ⅲ 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

○高齢者の就労・社会参加の促進

60歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク盛岡、一関、水沢に設置している「生涯現役支援窓口」において、シニア世代の就業ニーズ等を踏まえた職業相談、求職活動の方法（履歴書の書き方、面接の受け方等）に関するセミナー及び就職面接会、個別支援などを行うとともに、シニア世代の採用に意欲的な事業所や就業ニーズにマッチする求人の開拓を実施します。

また、多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する者には、シルバー人材センターへの誘導を行います。



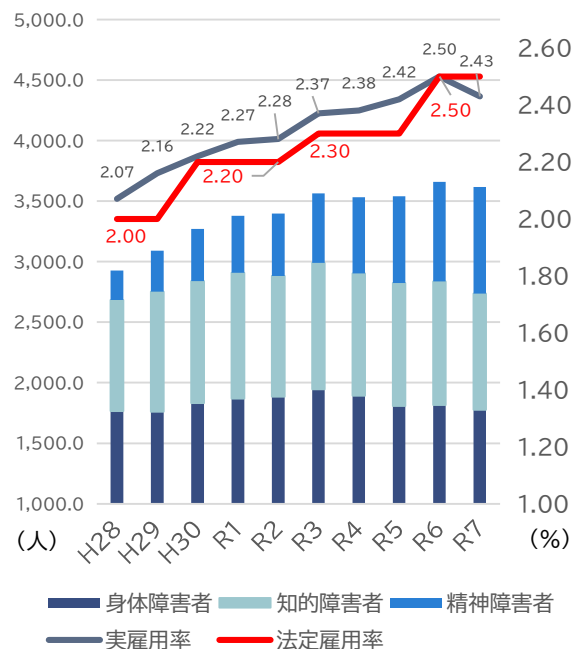
○障害者の就労促進

令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられ、更に令和8年7月に法定雇用率が2.7%に引き上げられることから、新たに雇用義務が生じる企業への周知・啓発を実施するとともに、障害者雇用ゼロ企業や障害者の雇用経験やノウハウが不足している企業に対してハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を行います。

公務部門（県や市町村の機関）においても、雇用率達成に向けた計画的な採用が行わるよう、労働局、ハローワークから啓発・助言を行います。

近年増加している精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応したきめ細やかな就労支援を推進します。

岩手県の民間企業における障害者雇用状況



○外国人労働者に対する支援

外国人雇用事業所及び外国人労働者が増加していることを踏まえ、労働局、ハローワークによるセミナーや事業所訪問等を通じた雇用管理の改善指導を行うとともに、事業所からの各種相談についても丁寧な助言・援助を行います。

また、労働基準監督署においては、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる10か国語で提供される労働安全衛生に関する視聴覚材等の周知等により労働災害防止対策を推進します。



○ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

求職者の抱える就職に向けた課題や問題について、適切な自己理解・職業理解等を促すため、キャリアコンサルティング技能を活用した支援サービスに取組、求職者が望む形での就職が実現できるよう支援します。さらに、ハローワークサービスの向上を図るため、職員のキャリアコンサルタント資格等の取得を促進し、多様なニーズに対応できる職員の資質向上を図ります。

加えて、ハローワークが実施している各種サービスについて、LINE等各種SNSを活用した情報発信に努めていきます。

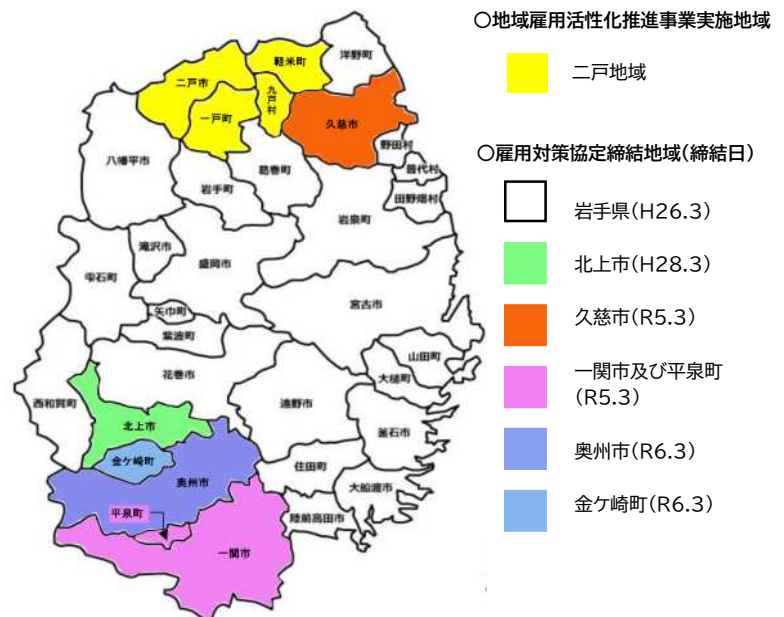


○自治体との連携による雇用対策の推進

地域雇用の様々な課題に対応するため、各自治体と締結している雇用対策協定に基づき、労働局・ハローワークと自治体がそれぞれの強みを活かし、連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施するとともに、岩手県、盛岡市、奥州市と実施している一体的実施施設については、各機関と連携を図り、円滑に運営します。

その他の地域においても、人手不足対策、若者の地元定着、U・Iターンの促進等について、各自治体と連携して取り組みます。

また、地域雇用活性化促進事業の周知を進めるとともに、応募検討地域及び実施地域に対して、地域特性を活かした雇用創出のため適切な支援を行います。



○雇用仲介事業者への対応

①雇用仲介事業のルールについて、適切に履行されるよう周知徹底と指導監督の実施を通じた適正な運営の確保に取り組みます。

②労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

法令順守徹底のルール	①お祝い金・転職勧奨禁止について職業紹介事業の許可条件に追加 ②募集情報等提供事業について労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供を原則禁止
雇用仲介事業者のさらなる見える化のルール	①職業紹介事業者の手数料実績(職種ごと・平均手数料率)の公開義務化 ②募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務

V リ・スキリングによる能力向上支援

○教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付金の拡充について様々な機会を捉えて積極的な周知を行います。

また、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の方に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について周知を行います。



○地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進

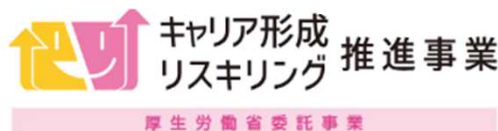
労使団体、教育訓練機関等からなる「岩手県地域職業能力開発促進協議会」において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに、教育訓練給付金の指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保につなげます。

また、職業訓練を通じて身につけた技能・知識を生かした就職を実現させるため、訓練期間中から訓練修了後まできめ細かな支援を実施し、再就職の促進を図ります。



○労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

「キャリア形成・リスキリング支援センター」(委託)及びハローワーク内の「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントによるキャリアアップに関する継続的な相談支援を実施します。



○人材開発支援助成金による人材育成の支援

人材開発支援助成金について、中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成の新設、教育訓練休暇に対する助成メニューの見直しについて周知し、企業内での人材育成を支援します。

また、「事業展開等リスキリング支援コース」については、積極的に活用勧奨しつつ、適正な執行にも留意します。

企業内での人材育成に活用できる助成メニューについて

「人材開発支援助成金」が活用できます

1. 設備投資助成金：事業用設備の購入・リース費用の一部を助成します。対象は、事業用設備の購入・リース費用が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、購入・リース費用の10%～20%。ただし、同一事業用設備の購入・リース費用が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

2. 教育訓練助成金：事業用教育訓練の費用の一部を助成します。対象は、事業用教育訓練の費用が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、教育訓練費用の10%～20%。ただし、同一事業用教育訓練の費用が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

3. 教育訓練休暇助成金：事業用教育訓練の期間中の生活費の一部を助成します。対象は、事業用教育訓練の期間中の生活費が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、生活費の10%～20%。ただし、同一事業用教育訓練の期間中の生活費が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

4. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

5. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

6. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

企業内での人材育成に活用できる助成メニューについて

「人材開発支援助成金」が活用できます

1. 設備投資助成金：事業用設備の購入・リース費用の一部を助成します。対象は、事業用設備の購入・リース費用が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、購入・リース費用の10%～20%。ただし、同一事業用設備の購入・リース費用が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

2. 教育訓練助成金：事業用教育訓練の費用の一部を助成します。対象は、事業用教育訓練の費用が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、教育訓練費用の10%～20%。ただし、同一事業用教育訓練の費用が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

3. 教育訓練休暇助成金：事業用教育訓練の期間中の生活費の一部を助成します。対象は、事業用教育訓練の期間中の生活費が10万円以上200万円未満のもの。助成率は、生活費の10%～20%。ただし、同一事業用教育訓練の期間中の生活費が10万円未満のものについては、助成率を5%とします。

4. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

5. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

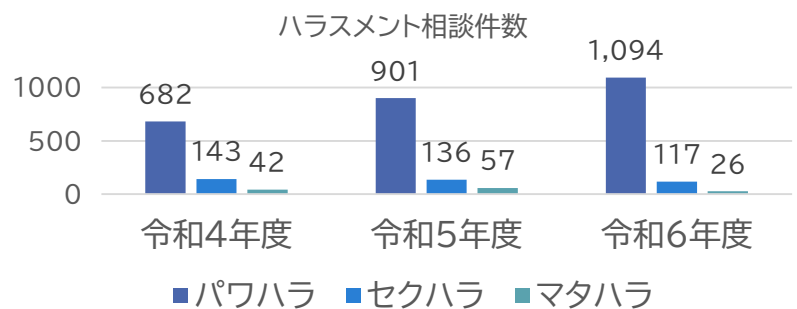
6. 教育訓練支援融資：事業用教育訓練の費用と生活費を融資します。対象は、事業用教育訓練の費用と生活費が10万円以上200万円未満のもの。融資利率は、年利0.5%～1.0%。ただし、同一事業用教育訓練の費用と生活費が10万円未満のものについては、融資利率を1.5%とします。

第5 職場環境改善に向けた取組

I 総合的ハラスメント対策

○職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置の徹底

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施すること等により、法の履行確保を図ります。



○カスタマーハラスメント対策及び就活ハラスメント対策の推進

改正労働施策総合推進法等の成立により、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることとなったことを踏まえ、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組むとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図ります。



○ハラスメントに起因する労災への適切な対応

近年の精神障害による出来事別の労災支給決定（認定）件数をみると、ハラスメント事案が増加しており、事業場での再発防止対策等を進めていく必要があることから、精神障害に係る労災請求について支給決定したもののうち、パワーハラスメント事案については、労働施策総合推進法等に係る職場のハラスメント防止対策並びに労働安全衛生法に係るメンタルヘルス対策の指導を行います。

○総合労働相談に対する適切な対応

労働局及び各労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」によるきめ細かな相談対応を行います。

民事上の個別労働相談事案については労働局長による助言・指導の効果的な実施、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により早期の解決を促進します。

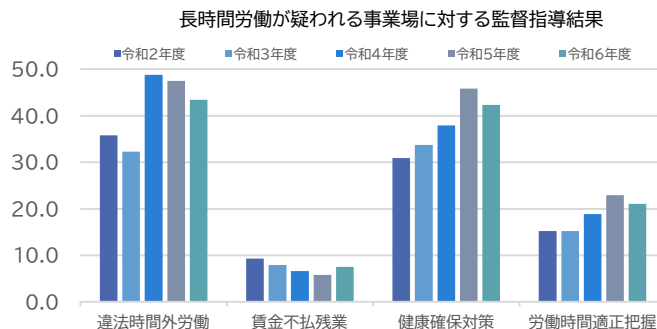
管内の労働相談対応や個別労働紛争の迅速解決のため、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等関係機関との連携強化を図ります。

使用者による障害者虐待に係る事案については相互通報制度の円滑な運用等、迅速な救済を図ります。

Ⅱ 安全で健康に働くことができる環境づくり

○長時間労働の抑制

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向け、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。



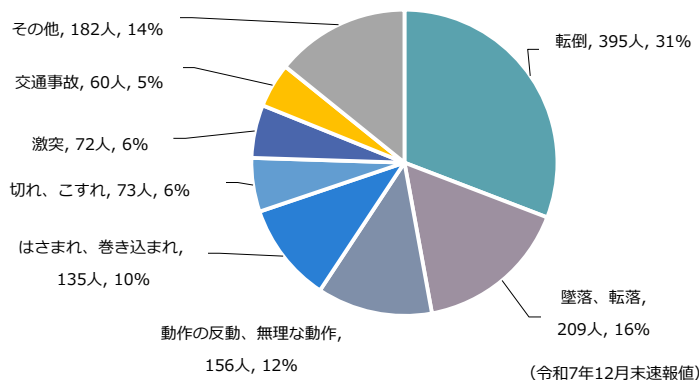
○労働条件の確保・改善対策

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

○労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和7年5月の安衛法等改正法の円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組むとともに、新たに定められた高年齢者の労働災害防止のための指針の周知やエイジフレンドリー補助金の周知など高年齢労働者の労働災害防止の推進、外国人労働者及び個人事業主等に対する安全衛生対策の推進を図ります。業種別の労働災害防止対策として、製造業に対しては機械災害対策、建設業に対しては墜落・転落災害防止対策、陸上貨物運送事業に対しては荷役作業に係る労働災害防止対策、林業に対しては伐木に係る労働災害防止対策を促進します。

令和7年1月～12月労働災害発生状況（事故の型別）



冬季の転倒災害防止の推進（いわて年末年始無災害運動、冬季転倒災害防止対策強化期間）など行動災害防止対策を推進します。

労働者の健康確保対策の推進のため、メンタルヘルス対策として、ストレスチェック制度等をはじめとする労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう指導を行います。岩手産業保健総合支援センターとの連携、岩手地域両立支援推進チームと連携し治療と仕事の両立支援に関する取組を促進します。また、化学物質及び石綿による健康障害防止対策、熱中症予防対策の周知を図ります。

○労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。

特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案（過労死等事案）については、労働局・労働基準監督署一体となった組織的な管理体制の下、認定基準等に基づいた迅速かつ的確な調査及び認定を行います。

Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワークライフバランスの促進

○仕事と育児・介護の両立支援

●男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

令和7年4月から段階的に施行された改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底及び着実な履行確保を図ります。

「産後パパ育休」を含む男性の育児に資する制度や、育児期の男女労働者の柔軟な働き方を実現するための措置について、周知啓発に努めます。

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)の周知・活用を含め、男女とも仕事と育児・介護を両立できる職場環境整備の推進に取り組めます。

両立支援等助成金をはじめとした両立支援に取り組む事業主に対する支援に努めます。

●次世代育成支援対策の推進等

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。あわせて、令和7年4月から「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、新基準を満たした認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



○地方版政労使会議の開催等

中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、労働施策総合推進法に基づく協議会(地方版政労使会議)を開催し、機運の醸成に努めます。

特に、賃金引上げを議題とする会議については、機運の醸成の観点から、地域における賃金引上げに向けた取組に係る意義や重要性、実態(業種別を含む。)のほか、隘路等の課題(価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保や人材確保等)及び課題解消のための方策等について、構成員等で認識を共有した上で意見交換を行います。



Ⅳ フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、着実な履行確保を図ります。

労働基準監督署に労働者性に疑義ある方から相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。

岩手労働局

総務部

○総務課

庶務・会計職員の福利厚生等に関すること
情報公開・個人情報保護に関すること

○労働保険徴収室

労働保険の適用・徴収に関すること
労働保険事務組合に関すること

雇用・環境均等室

労働局の総合調整、広報に関すること
働き方・休み方の改善に関すること
男女の均等確保に関すること
職場におけるハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）に関すること
職業生活と家庭生活の両立支援に関すること
個別労働紛争、総合労働相談に関すること
フリーランスの環境整備に関すること

労働基準部

○監督課

労働条件の確保・改善に関すること
監督指導に関すること

○健康安全課

労働災害防止対策に関すること
労働安全衛生法等に基づく各種届出及び免許に関すること

○賃金室

最低賃金、最低工賃に関すること
賃金制度改善に関すること
賃金統計調査に関すること

○労災補償課

労災保険給付に関すること
社会復帰促進等事業に関すること

職業安定部

○職業安定課

職業紹介及び職業指導に関すること
雇用保険の給付等に関すること
雇用保険の電子申請に関すること

○需給調整事業室

民営職業紹介事業、労働者派遣事業等に関すること

○職業対策課

高齢者、障害者等の雇用の確保に関すること
雇用関係助成金に関すること

○訓練課

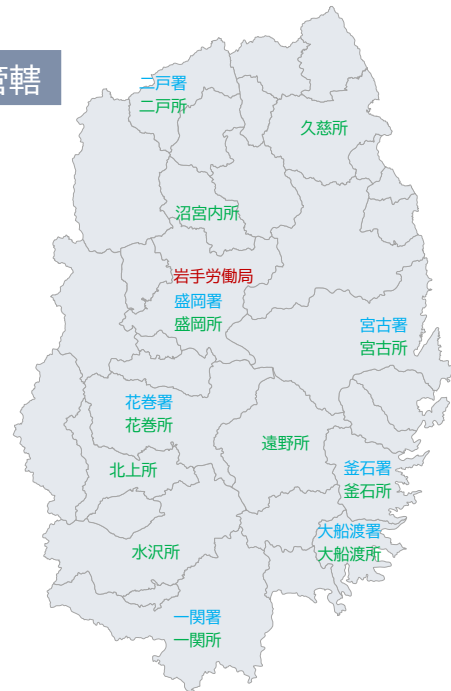
公共職業訓練、求職者支援訓練に関すること

岩手労働局

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎 5階

所在地・管轄



労働基準監督署（県内7所）

第一線機関として、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付等を行っています。

盛岡労働基準監督署

盛岡市・八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・雫石町・矢巾町・紫波町

宮古労働基準監督署

宮古市・田野畑村・岩泉町・山田町

釜石労働基準監督署

釜石市・遠野市（宮守町除く）・大槌町

花巻労働基準監督署

花巻市・北上市・奥州市（水沢・江刺・胆沢）・西和賀町・金ヶ崎町・遠野市（うち宮守町）

一関労働基準監督署

一関市・平泉町・奥州市（前沢・衣川）

大船渡労働基準監督署

大船渡市・陸前高田市・住田町

二戸労働基準監督署

二戸市・久慈市・一戸町・軽米町・九戸村・洋野町・野田村・普代村

公共職業安定所（ハローワーク）（県内12所）

地域に密着した総合的雇用サービス機関として、職業相談、職業紹介、求人受理をはじめ、雇用に関する様々な相談・指導を行っています。

ハローワーク盛岡

盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・矢巾町・紫波町

ハローワーク釜石

釜石市・大槌町

ハローワーク宮古

宮古市・田野畑村・岩泉町・山田町

ハローワーク花巻

花巻市

ハローワーク一関

一関市・平泉町

ハローワーク水沢

奥州市・金ヶ崎町

ハローワーク北上

北上市・西和賀町

ハローワーク大船渡

大船渡市・陸前高田市・住田町

ハローワーク二戸

二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

ハローワーク久慈

久慈市・洋野町・野田村・普代村

ハローワーク沼宮内

岩手町・葛巻町

ハローワーク遠野

遠野市